

事務連絡
平成30年9月6日

各都道府県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

平成30年9月6日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする
地震により被災した学校施設の早期復旧について

平成30年9月6日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする地震により被災した学校施設の災害復旧事業については、教育活動に支障を生じないように、早急に復旧事業に着手するなど適切な対応をお願いします。

公立学校施設災害復旧事業の国庫補助申請を行うものについては、国の現地調査を待たず、事前着工を行うことが可能となっています。その際は、下記の事項について留意願います。

また、このことについて、域内の市町村教育委員会に対して周知していただくようお願いいたします。

記

1. 調査前の着工について

- (1) 被災状況に応じ、国の調査をまたずに復旧事業に着手する場合（以下「事前着工」という。）については、「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領」（昭和59年9月7日付け文教施第72号）第8に定めるところにより補助対象として取り扱われること。
- (2) 事前着工においては、事前に文部科学省へ別紙様式の事前着工届を提出すること。その際、着工箇所に係る図面及び写真を併せて添付すること。
- (3) 被災写真が被災事実確認のため不可欠な資料となるため、被災範囲、数量、規格等が確認できるよう、メジャーを添える等できるだけ明瞭に撮影すること。
また、被災状況を動画により撮影することも被災原因、被災事実確認のための有効な手段であるため、可能な限り被災状況全体の把握に努めること。
- (4) 事前着工届の提出により、直ちに、復旧工法、被害範囲等について国庫負担することを承認したものではないので注意すること。

2. 応急措置の実施について

児童生徒の安全確保、教育環境の早急な回復のため、必要に応じて応急措置を実施する場合においては、後に行う復旧工事の一部又は全部となりうるものについては国庫補助の対象とすることができるので、工法等に注意すること。

3. 天井材脱落等にかかる経費の算定について

地震により被災した公立学校施設の屋内運動場等の天井材の脱落等については、別添のとおり、場合によっては天井の全面撤去についても補助対象として取り扱われること。

担当：大臣官房文教施設企画部施設企画課
防災推進室災害復旧係 櫻井・湊川
電話 03-6734-3036